令和3年11月 日

川西市長越田謙治郎様

川西市特別職報酬等審議会会 長岩見和彦

特別職報酬等の額の改定について(答申案)

令和3年7月26日付で諮問のあった、市長、副市長及び教育長の給与の額並びに議会の議員の議員報酬等の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 市長、副市長及び教育長の給料の額及び議会議員の報酬の額について
- (1)市長及び副市長の給料の月額は、次のとおりとすることが適当である。

・市 長982,000円(現行982,000円、据え置き)・副市長796,000円(現行796,000円、据え置き)・教育長695,000円(現行695,000円、据え置き)

(2)議会議員の報酬の月額は、次のとおりとすることが適当である。

・議長701,000円(現行701,000円、据え置き)・副議長629,000円(現行629,000円、据え置き)・議員570,000円(現行570,000円、据え置き)

- 2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の 委員及び監査委員の報酬等の額(審議後、記載予定)
- 3 改定の実施時期等について

見直しが必要とされた特別職等の報酬等の額の改定は、令和4年4月1日から実施するのが適当である。なお、本審議会への諮問は、特別職の任期の大半である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましい。但し、社会情勢等に変化があり、現行の特別職等の報酬等の額が世情と乖離している可能性があると認められる場合は、必要に応じて本審議会を開催し、審議を行うべきであることを付言する。

4 審議経過及び内容

(1)審議の方法

審議を円滑に進めるため、前回と同様、前半でA群として常勤の特別職(市長、副市長及び教育長)と議員を、後半でB群として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の各委員及び監査委員を分けて審議することとした。

(2)基本的な考え方

特別職の報酬等について、客観的に決定できる、ある確かな法的基準といったものは存在しないことは、過去の本審議会の中でも確認されてきたところである。それを前提としたうえで、平成26年度及び平成29年度の本審議会においては、特別職の報酬等を決定する上での基本的な考え方の整理がなされている。それは、主に重要かつ有効と考えられる二つの情報源を参考にするというものであり、一つは本市の状況を相対的に確認するため、本市と類似性の高い他都市の状況を参考としてきた。その際、比較する対照群として、「阪神6市」「北損7市」「近畿圏の人口規模が13万人~20万人の都市」「総務省が定める類似団体」の4つについて検討が行われた。その結果、平成26年度及び平成29年度の本審議会において、もっとも比較対象として妥当である対照群は、同じ行政・生活圏域内である、「阪神6市」であると整理された。また、他都市との比較をする際には、「報酬等の本来額(条例本則上の額)」及び「年間収入総額」をベースに検討がなされた。もう一つの情報源としては、本市の状況を主体的に確認するため、本市の一般職の給料改定率を参考としてきた。本市の一般職の給料改定においては、国家公務員の人事院勧告を基準とし、そこに本市の財政状況等を考慮して、改定率が決定されてきており、これを参考にすることによって、本市の状況を特別職の報酬等にも反映させうると考えてきたのである。

今回の本審議会においても、以上の過去に整理されてきた考え方を基準としながら、本市 や他都市の状況の変化や、社会情勢の変化についても議論をしながら検討を行った。

(3)改定額の決定における検討内容(A群:市長、副市長、教育長及び議員の報酬額等) 今回の審議ではまず、上述したこれまでの基本的な考え方を、従前どおり適用することの 可否について、資料を参考にしながら議論した。その中で、特別職の報酬等については客観 的な基準が無いため、他都市との比較を行うことが、検討手段の中では最も有益であろうこ とが確認された。また、平成29年度の本審議会の答申を確認したうえで、これまでの基本 的な考え方については、今回の審議においても重要な検討工程であることを前提に、今般の 報酬等の原資である市の財政の状況や社会情勢の変化についても踏まえながら、慎重に検 討を行っていくべきであるとの議論がなされた。

上記の議論を踏まえ、最初の検討工程として、他都市との比較について検討を行った。これまでの基本的な考え方に則り、「阪神6市」との間で、「報酬等の本来額(条例本則上の額)」を用いた「年間収入総額」によって比較を行った(第1回資料 等参照)。この比較にお

いてA群の報酬等の額を見ると、総じて4位から6位の間に位置しており、一定の妥当性を確認することができた。

次に、一般職の給料の改定率の確認を行った(第1回資料 参照)。前回の本審議会において、平成28年度までの改定率を特別職等の報酬に反映させたことに倣い、平成29年度から令和2年度までの4年間の給料改定率を算出した。その際、前回の本審議会においても論点であった、一般職全体の給料改定率を参考にするか、特別職に職責が最も近いと考えられる部長級の給料改定率を参考にするかについて議論を行うため、両数値を見たところ、一般職全体の給料改定率は0.3%増額であり、部長級の給料改定率は0.1%増額であった。特別職等の報酬を改定するにあたり、参考にすべき数値がどちらかという点については、後の議論とすることとし、次の検討工程に移った。

次の検討工程として、市の財政状況の確認を行った(第2回資料 等参照)。前回の本審議会においては、「将来負担比率」という指数を見ることで、本市の財政状況が厳しいものであることを確認したが、今回の本審議会においては、また別の視点で財政状況を確認する意図から、「財政力指数」という指数を見ることとした。平成29年度以降の同指数を「阪神6市」と比較検証すると、川西市は常に最下位であり、且つ唯一悪化傾向にあることを読み取ることができ、依然として本市は厳しい財政状況にあることを確認した。また、長期的にも、人口減少等の影響を考慮すると、市民税・固定資産税などの税収も増収が期待できないと予測される。以上のような財政状況を受けて、特別職及び一般職の給与について、独自の減額を行っているとの報告を事務局より受けた。

くわえて昨今の社会情勢の変化にも目を向ける必要があるとの意見がでた。現在も続くコロナ禍における世界全体の先行きの不透明さは、近現代史上類を見ないものである。このような状況の中で、先述のように一般職の給料改定率を以て、額面通りに0.3%の「増額」改定を行うことは果たして適切なのか、という疑念が生まれた。

これまでの検討工程を総合的に見て議論を行った結果、A群における報酬等の改定については、今回においては見送るべきであるとの結論に至った。但し、この結論に至るには課題となる点もあった。それは、本審議会が4年に1度の開催が望ましいとされ、社会状況の変化に対して適時的に報酬を見直すことができていないという点であった。今後、コロナ禍が収束に至った折には、加速度的に経済活動が好調に向かっていく可能性があるという委員の意見も出た。むろん逆のケースも含め、そうした大きな社会変化があり、現行の報酬の額が社会情勢との整合性を欠くような場合にあっては、4年という間隔とは別に、臨時的に本審議会を開催することによって、適時性を担保していくべきであろうとの議論もされた。そして、その課題点を踏まえたうえで、今回は、先行不透明な社会情勢に鑑み、A群における報酬等の改定を見送ること、ただし今後社会情勢に変化があるような場合は、また本審議会を開催し議論の場を設けることが望ましいとの結論に至ったものである。なお、その際に参考とする一般職の改定率は、一般職全体か部長級のいずれを採用するかは、引き続き検討課題とするとともに、今回見送った改定分も含めて議論を行い、必要に応じて調整を行うこ

とも検討されたい。

- (4)改定額等の決定における検討内容(B 群:行政委員会の委員報酬額等)(審議後、記載予定)
- (5)審議にあたり検討した主な資料
 - ア 第1回資料(令和3年7月26日(月))

平成29年度特別職報酬等審議会答申

川西市特別職報酬等審議会について

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況

阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧」

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧」

阪神7市「議長・副議長・議員報酬一覧」

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧」

議長・副議長・議員報酬月額の改定状況(直近3回)

県内29市「議員報酬等一覧」

阪神7市「特別職報酬等の状況」

阪神7市「特別職報酬等の状況(年収ベース)」

- 一般職の給与改定状況(平成28年度以降)
- 一般職の給与改定状況(平成28年度以降、部長級ベース)

行政委員会について

川西市行政委員会報酬額改定状況

阪神7市「行政委員会報酬一覧」

イ 第2回資料(令和3年8月17日(火))

川西市の財政状況及び給与等の削減状況

川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算)

川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算、部長級ベース)

川西市における退職手当について

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」(退職手当追記)